

令和6年度掛川市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、掛川市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的事項を定めるものである。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、掛川市会計規則（平成17年規則第32号）第3条第1号アからカまでに掲げる機関及び本市における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に規定する組織（以下「適用部署」という。）での物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この調達方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障がい者就労施設等のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・食料品（菓子、パン、お茶等）
- ・小物雑貨類（縫製品、手工芸品等）
- ・文具消耗品
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・印刷
- ・組立加工
- ・袋詰、折詰、箱折、シール貼
- ・清掃、除草、植木剪定
- ・リサイクル作業（古紙、アルミ缶等）
- ・クリーニング（おしぼり等）
- ・店舗
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和6年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標は、前年度実績（令和5年度実績 4,988,521円）以上とする。

7 調達の推進方法

- (1) この調達方針の担当窓口は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、毎年度調達目標を設定する。
- (2) この調達方針の担当窓口は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等について情報を収集し、適用部署に提供する。
- (3) 適用部署による障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努める。
- (4) この調達方針の担当窓口は、障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や対象品目の拡大など、調達の拡大に向けた取り組みを促す。

8 調達方針及び調達実績の公表等

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成した時は、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

9 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉部福祉課福祉政策係とする。